

那覇市民体育館非常用放送設備取替修繕に係る
制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市民体育館非常用放送設備取替修繕
- (2) 履行内容 那覇市ホームページに記載している「仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市民体育館（所在地：那覇市字識名 1227 番地）
- (4) 履行期間 契約日から令和 7 年 9 月 30 日
- (5) 予定価格 ￥4,948,900- （修繕価格 ￥4,499,000(消費税抜き)）
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 様式等 那覇市ホームページから本業務にかかる様式をダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 那覇市に本店または支店が有る者であること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（5）に該当するものを除く。）

- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 入札参加資格確認申請

入札参加者は、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、5 に定める方法でこれを申請すること。

なお、本市法制契約課が管理する「R7・8 年度県内工事業者」に登録されている者は、次の必要書類の内、「(2) 印鑑証明書」の提出を免除する。ただし、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札参加資格申請書（第 1 号様式）
- (2) 印鑑証明書（3 か月以内に発行されたもの。原本に限る）
- (3) 使用印鑑届（第 2 号様式）（※印鑑証明書の印と異なる印を使用する場合に提出）

5 申請方法

- (1) 配布期間：令和 7 年 7 月 11 日（金）～令和 7 年 7 月 23 日（水）

配布方法：那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 申請先：那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課
- (3) 申請期限：令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 3 時までに提出
- (4) 申請方法

4 に掲げる必要書類を揃え、申請期限までに 16 で定められた E-Mail 又は FAX 送信にて申請し、原本を入札時に持参すること。E-Mail 又は FAX 送信後は、必ず市民スポーツ課へ確認の電話をすること。

- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は罫マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

ア 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。

イ 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

ア 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

- (3) 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (6) 入札への参加を希望しない場合には、入札辞退届（第 7 号様式）を郵送又は持参により提出すること。

16 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（本庁舎 10 階）

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課 （担当：上江洲）

TEL:098-917-3504 FAX : 098-917-3521

E-mail : E-S-SUP001@city.naha.lg.jp